

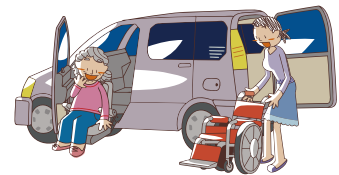


ひとにやさしいまちづくり

こうちあったかパーキング制度

「こうちあったかパーキング制度」は、公共施設や店舗などの障害者等用駐車場を適正にご利用いただくため、障害者や高齢者など移動に配慮が必要な方に、県が県内共通の利用証を交付する制度です。

こうちあったかパーキング利用証の交付を希望される方へ



【利用できる駐車場】

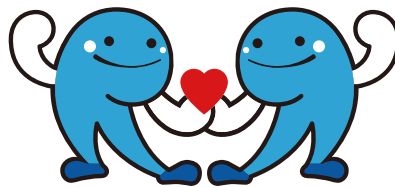
障害のある方などで移動に配慮が必要な方がショッピングセンターなどの施設を利用する場合、施設管理者のご協力により出入口に近い場所やスロープ等を利用しやすい場所に設けられている駐車場をご利用いただけます。

この制度にご協力いただいている施設については、申請窓口または県障害福祉課ホームページでご確認ください。

車椅子用駐車場



- 車椅子使用者駐車場施設です。
- 車のドアを全開にする必要がある方のために、一般の駐車場より幅が広く3.5m以上の駐車施設となっています。



プラスワン駐車場



- 移動に配慮が必要な人のための駐車施設です。
- 車椅子用駐車場より幅は狭いですが、プラスワン駐車場のご利用でも十分な方は、車椅子用駐車場はお譲りくださるようお願いいたします。

【利用できる方(交付対象者)】 裏面をご覧ください

この制度の基本となるのは、県民の皆様一人ひとりのゆずりあいの心です。本当に必要な方が利用できるようご協力をお願いします。

利用証の交付



車椅子使用者(青)



身体障害者等、
けが人、妊産婦(緑)

対象となる方に、
県障害福祉課及び
県福祉保健所で交
付します。

利用証はルームミ
ラーなどにかけて
外から見えるよう
に掲示します。

利用証の使い方



問合せ先…高知県障害福祉課(高知市丸ノ内1-2-20 高知県庁1階) TEL 088-823-9633【直通】

※お問い合わせ時間は、月曜日～金曜日の8:30～17:15です。(祝祭日を除く。)